

平成 1 5 年度 事務事業評価実施要領

厳しい財政状況を背景に平成 1 5 年度から導入される「新たな行財政システム」の中で、「徹底した経常的経費の見直し」を行うため、次のとおり『平成 1 5 年度事務事業評価』を実施する。

主な変更点(平成 1 4 年度事務事業評価との対比)

- ・ 実施時期の 3 ヶ月程度の繰り上げ
- ・ 行政評価会議構成員の変更
- ・ 予算編成等との連携強化
- ・ 評価対象事業の見直し
- ・ 事務事業評価表の変更

1. 目的

- (1) 成果重視の観点から、事業の有効性、必要性等を評価し改善することによって、予算や人員の適正な配分に資する。(特に経常的事務事業の見直し・廃止に重点をおく。)
- (2) P - D - C - A (P l a n - D o - C h e c k - A c t i o n) という行政マネジメントサイクルを確立し、職員の意識改革を図る。
- (3) 評価結果を公表することにより、アカウンタビリティ(説明責任)を果たす。

2. 評価の対象、評価の時点

評価は、厳しい財政状況のもと「新たな行財政システム」へ評価結果を活かすため、また、4月から中核市に移行することに伴う職員の意識改革及び政策形成能力の向上に資するため、予算に計上された全ての事業(基本的には子事業。子事業を持たない親事業については親事業)を対象とするが、平成 1 5 年度は、平成 1 2 ・ 1 3 年度に評価を実施した事業及びこれまでに評価を実施していない事業(平成 1 4 年度新規事業を含む)で下記に掲げるものを除く全ての事業を対象とする。

(約 8 0 0 事業 / 変動あり)

なお、評価は、平成 1 4 年度決算見込みを対象とした事後評価とする。

区 分	事 業 名 称 等
人件費関連	職員給与費、臨時的任用職員等経費、非常勤講師経費、報酬、日直代行員等経費、夜間管理代行員等経費
積立金等	基金積立金、特別会計等繰出金、貸付金、公債費
名目計上等	災害見舞金、災害補償費、損害賠償金、災害補償保険料、過誤納還付金、精算返還金
そ の 他	<p>災害復旧費、緊急雇用創出対策事業、一般事務費、事業付帯の事務費（補助事業）、事務運営費、電算システム開発経費（情報システム課評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事、継続事業（建設等）等事業の計画から完了までに複数年を要する事業は、事業が完了した時点での評価とする。なお、対象となる事業は、行政改革・中核市推進課が指定する。 ・ 公共工事のうち、単年度で計画から完了に至る事業については、評価対象とする。

3 . 事務事業評価の観点

事務事業評価は、本年から主要事業、予算査定等との連携をより深めることから、「達成度」「必要性」「有効性」「効率性」「公平性」の観点から評価を行う。

達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業評価の目標に対して、どの程度まで達成しているか
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業が市民や社会のニーズにかなっているか ・ 当初の事業目的を達しているか ・ 事業目的に対して効果があがっているか ・ 行政需要の変化（対象や内容）に対応しているか ・ 国、県、民間、地域との役割分担から見て、市が事業を行う必要があるか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位の施策・計画の目的達成のために有効か ・ 期待された成果が得られているか

効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算や人員に見合った効果が得られているか ・ 他市と比べてコストはどうか ・ 他の類似事業と比べてコストはどうか ・ 同一対象者に対して重複していないか
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者と非対象者との不公平・不均衡は、妥当な範囲であるか ・ 受益者の費用負担は適正か

4．事務事業評価表の変更（別添 事務事業評価表 参照）

これまでの評価実績を踏まえ、新たに次の項目を盛り込むこととする。

他市等の事例との比較を極力行う。

他市等の事例と比較することにより、問題・課題が明確になることから、極力、データの作成に努める。

「事業費削減のためにとり得る手段」とその金額

今後継続する事業であっても、事業費削減の可能性及び可能額を具体的に記入する。

チェックシートの添付

評価表作成に際して、作成者が「評価の観点」を理解・把握し、評価作業が円滑かつ的確に行えるよう、チェックシートの記入・添付を義務付ける。(別紙参照)

5．評価主体

評価は、次の2段階で行うこととする。

- ・ 1次評価：担当課による評価の後、担当する部長が評価の見直しを行う。
- ・ 2次評価：1次評価の結果について行政評価会議が評価する。